

住みたくなるまち 往きたくなるまちをめざして

— 第3次総合計画から —



とちお

61,1 No.349

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

昭和四十一年一月十日発行
毎月十日一回発行

一等賞に猪俣さん — 国調人口予想クイズ結果 —

国勢調査の実施に伴い、栃尾市人口予想懸賞の募集を行ったところ、多数の市民の力がたから応募をいただきありがとうございました。昭和六十年十月一日現在の栃尾市の人口概数は、二万九千六百九十三人でしたので、次のかたを当選と決定いたしました。

- 一等賞 猪俣恵利子さん(栄町) 十人ちがい。
 - 二等賞 猪俣雄一さん(栄町) 二十一人ちがい。
 - 三等賞 嶋 八重さん(栃堀) 四十人ちがい。
 - 八木ハナコさん(山田町) 四十三人ちがい。
 - 大崎銀一さん(大町) 四十八人ちがい。
- なお、当選者には、市から直接賞品をお送りいたします。おめでとうございました。



みことなできばえ

去る12月6日、7日の2日間、市民会館で第11回新潟県老人クラブ会員作品展(中越地区)が開催されました。出品作品はどれもみことなできばえで、展示された421点の約半数が即売され、訪ずれた市民が、手まりやひょうたんなどをつぎつぎに購入していました。

今月の表紙

市民のみなさん明けておめでとうございます。本年は、昨年末に策定された栃尾市第3次総合計画の基本構想にもとづき、新しい都市づくりのスタートの年と考えます。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

ガスと安全

ガス栓の新設には ヒューズコックの取り付けを

各家庭や事業所でガス栓を新たに設けるときは、ヒューズコックというガス栓を取り付けてもらってください。ヒューズコックは通常、ガス器具で使うガスの量よりも

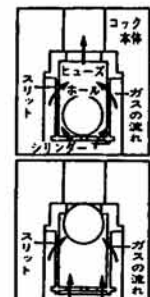
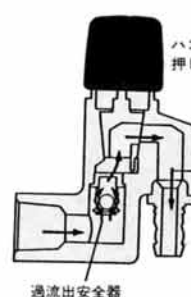
大量のガスが流れると、内蔵されているボールが浮き上がり、ガスの出口をふさぎ、ガスを止めてしまう安全なガス栓です。従来のガス栓は、ゴムホースをはずして開放すると、ガス器具から出るガス量の十倍以上のガスが噴き出します。ヒューズコックにすれば、コックからゴムホースがはずれたり、ゴムホースからガス器具がはずれていたり、また、二口ガス栓などでゴムホースの接続していない方を誤って開けたりしたときに、ガス栓内部ですぐにガスが止まるので安全です。最近の全国的なガス事故調査の結果をみると、ガス漏れ

による爆発事故の三分の二以上は、自殺・ガス栓の誤開放、ゴム管はずれが原因になっています。ヒューズコックを使うことによって、この三大原因の事故はほとんどなくすることが出来ます。さらに、ガス器具をすべて立ち消え安全装置付きのものにすれば、ガス器具を使う人に多少の不注意があっても、ガス漏れによる爆発事故の大半は、予防できると言えます。なお、今年の十月一日から新設ガス栓はヒューズコックにすることが法的に義務付けられますが、市ガス水道課はこれを先取りして公認工事店を指導しています。



●ヒューズコック

「ヒューズコック」とは文字どおり電気的ヒューズの役割を果たします。何らかの原因によってガスの流量が過大に流れた場合(たとえば、ゴム管が抜けたときや、間違っってゴム管を接続しないホースコックを開けたときなど)、ガス栓の中のボールが浮き上がりガスの通過孔をふさぎます。



〈通常使用時〉
「ヒューズコック」は、側面にスリットをもつシリンダーとボールから構成されており、通常使用時はシリンダーのスリットを通過します。

〈作動時〉
過大な流量のガスが流れると、ボールが浮き上がり通過孔をふさぐことによりガスを遮断します。





'86年の年頭にあたり

議長 荒木幸男



新年のごあいさつ

市長 渡辺芳夫

新総合計画策定により

調和のとれた文化都市をめざす

新年、明けましておめでとうございます。昭和六十一年の新春を迎え、みなさまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昭和六十年に計画いたしました本市の主要施策につきましては、市民のみなさまがたの深いご理解とご協力により計画どおり進展をみて、新しい年を迎えることができました。心から感謝申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

迎えました昭和六十一年は、きたるべき二十一世紀を豊かに創造していく年であり、近年におけるわが国の社会経済情勢は、貿易摩擦による輸出入の変化、また、高速交通化、情報化社会の到来、あるいは産業構造の質的变化などにより著しく変ぼうとしており、さまざまな新しい問題が山積してきております。

これらの諸問題は、市行政や市民生活に直接かわりをもつものがありま

して、特に繊維産業を基幹産業とする本市をとりまく社会経済情勢は、厳しいものがあります。

こうした時代の流れの中で、本市は昭和五十五年に策定いたしました「第二次総合計画」を見直し、現今の社会経済情勢の動向や国・県の上位計画との整合をふまえ、新しい観点から昭和七十五年を構想の目標年次と定め、本市の将来都市像を求めた「第三次総合計画」を策定することにいたしました。

そのため、市議会はもとより幅広い市民参加を求めた栃尾市総合計画審議会を昨年八月に設置し、答申を求め、審議委員のみなさまがたからたび重なる審議を経て、基本構想の答申をいただき、十二月定例市議会に提案、議決いただいたところであります。

本市の理想とする将来目標は、雄峰守門岳から山裾に広がる緑と、これを水源とする清流からなる自然環境の中で、市民一人ひとりがこのような風土に対する愛着と誇りをもって、自治の

意識と連帯の輪を広げ、さらに誇り高い歴史と伝統産業に新しい活力と技術を投入することにより、産業集積の高い文化都市を創造し、すべての世代が活気をもって定住できるまちとする。

この観点から「第三次総合計画」における将来像を「自然と産業の調和のとれた文化都市」と定められた訳であります。いま、審議委員のみなさまがたから、その具体化を図るための基本計画の策定に取り組んでいただいております。

明るく住み良い豊かな栃尾市建設のために、市民相互の深い理解と積極的なご協力をお願いし、一層の努力を傾注してまいります。どうか本年も市政に対し、倍旧のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから降雪の厳しい季節を迎える訳ですが、くれぐれも健康に留意され、健康で明るい昭和六十一年でありますようお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

明けましておめでとうございます。

昭和六十一年の新春を迎え、みなさまのご健勝を心からお祝い申し上げますとともに、市議会に対する温かいご支援に対し、衷心より深く感謝申し上げます。

昨年六月、市議会において浅学非才な私が、図らずも議長の重責を負うことになり、今更ながらその使命の重大さを痛感いたしております。

昨今の社会経済情勢は、厳しい情勢下にあります。特に、円高・ドル安の影響は、本市の基幹産業である繊維業界にとつて衝撃を受け、市民に不安を与えました。

地場産業を育成強化することは、市民生活のうえから重要なことではありませんが、魅力あるまちづくり実現のためには、もはや単一産業では市政の進展は望むべくもなく、当市議会といたしまして、地域の振興策に積極的に取り組んでおるわけです。

幸いにして、大手企業の進出を見る

市政進展のため

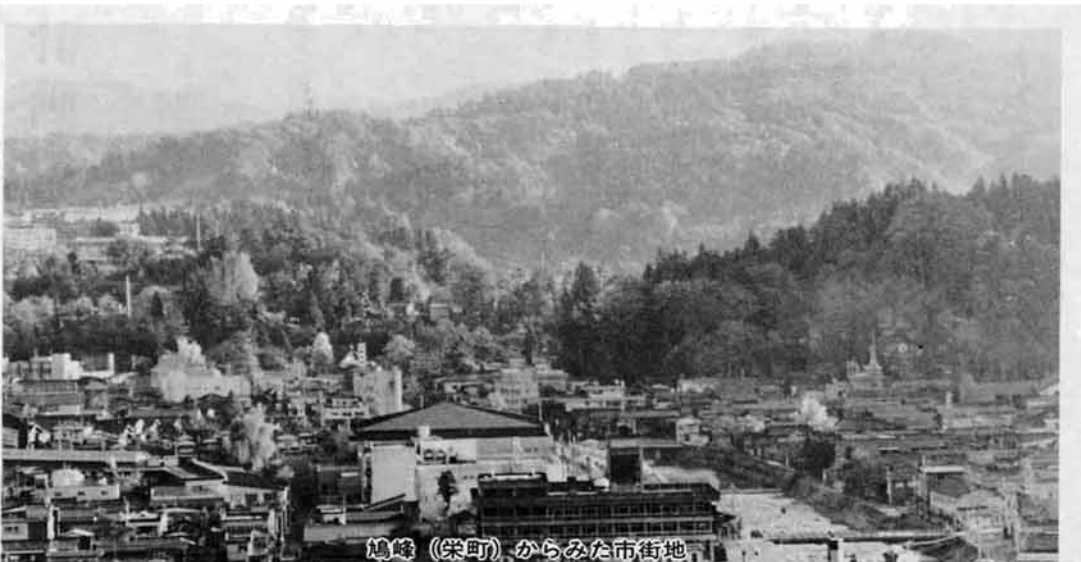
市と一体となり最大限の努力

ことができ、大変喜んでおるところであり、今後も栃尾市の活性化のため努力してまいりたいと存じます。

市の将来の指針とも言うべき、昭和五十五年に策定された「第二次総合計画」の見直しがなされ、自然と産業の調和のとれた文化都市に向けて、希望あふれる市政が展開されるものと、大きな期待を寄せているものであります。

すなわち、国・県の施策とあいまって、地場産業の伸展、企業誘致、道路整備の促進、教育施設、福祉施設、観光開発、下水道整備など、重要な諸問題が山積しており、国・県に対してその対策を強力に働きかけるとともに、市当局と一体となって実現に向って最大限の努力をいたしたいと考えております。

どうか、本年もより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。昭和六十一年が市民のみなさまにとりまして、幸せな年でありませうお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。



鳩峰(栄町)からみた市街地

第三次栃尾市総合計画の 基本構想がまとまりました

本市の「第二次総合計画」は、昭和五十五年度を初年度として、基本構想は昭和六十五年、基本計画は昭和六十年を目標年次として策定されてきました。しかし、高速交通体系の整備による周辺地域の変貌を始め、社会経済情勢の急速な変化に伴い、本市をとりまく地域環境が大きく変化し、行政にも影響を与えています。また、市民の行政に対する要望、提言も複雑多岐にわたる、行政の新たな効率的運営が要求されてきています。

このような現状をふまえ、都市機能の整備拡充を図り、新たな地域づくりを目的とした総合計画の策定を進めていくことが急務となっております。今回の「第三次総合計画」は、こうした背景をふまえて策定されたものです。

この総合計画策定にあたっては、昨年四月に市職員のうち、課長補佐及び係長二十四名からなる総合計画策定企画委員会を組織し、本市の現状に対する問題点や課題の調査・検討を進め、併せて基礎資料収集のため、人口推計、市民アンケート調査を実施（調査結果は次ページ参照）。この資料をもとに素案づくりを（栃国土開発（新潟市）に委託し、まとめたものです。

これらをふまえ、八月に栃尾市総合計画審議会を市条例に基づき設置し、委員に市議会議員六名、市民代表九名、学識経験者四名、関係団体の役員八名、行政機関の職員三名の計三十名のかたがたを委嘱し、（委員名簿は次ページ参照）八月二十日に第三次栃尾市総合計画策定について諮問しました。

審議の方法は、専門部会構成とし、基礎条件部会、

産業振興部会、生活環境部会、社会開発部会、さらに各部会の調整機関としての総合調整部会の五部会を設置し、のべ数十回にわたりそれぞれ慎重に審議・検討いただき、十一月二十八日に「第三次栃尾市総合計画基本構想」の答申を受け、十二月定例市議会に提案、議決をいただいたものです。

この基本構想の主な内容について今月号と来月号でお知らせします。

本市の将来像は

自然と産業の調和のとれた文化都市

自然に恵まれた生活環境の中で、市民一人ひとりが風土に対する愛着と誇りを持って自治の意識と連帯の輪を広げ、誇り高い歴史と伝統産業に新しい活力と技術を投入し、産

まちづくりの基本的方向は

住みたくなるまち 往きたくなるまち

まちづくりの基本的方向としては、定住性の確保、拡充を図り「住みたくなるまち」

総合計画の体系

▼計画の構成

「第三次栃尾市総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画の三部により構成する。

▼計画の役割と期間

基本構想 本市の将来を展望し、到達すべき指標を設定し、指標に到達するための基本的施策の大綱を定め基本計画の指針とする。構想の目標年次は、昭和七十五年とする。

基本計画 基本構想で設定された施策の大綱に基づき、その施策の手段を具体化し、実施すべき事業を明確にする。

計画の期間は、昭和六十一年度を初年度とし、昭和六十五年を最終年度とする。

実施計画 基本計画で定めた施策の中で、年次別に行政計画をたて、実施のため三か年を単位期間として実施計画を作成する。

実施計画は、ローリングシステムにより社会経済、市財政の情勢に対応し、各年度ごとに計画を調整し、適正な予算編成の指針とする。

重点施策は

- 一、すべての世代が働ける場を増やす
- 二、住みよい居住地をつくる
- 三、まちの一体性、誇りと愛着を高める
- 四、栃尾市を多くの人から知ってもらう

本市の将来像とまちづくりの基本的方向をふまえ、次の四つを昭和七十五年を目標年次とする第三次総合計画の計画テーマとして設定し、これをまちづくりの重点施策とします。

すべての世代が働ける場を増やす
繊維産業によって定着化された就業構造の中で、地場産

業の振興も市民生活の安定を図るうえで重要であるが、若者の地域定着を考えると、就業の場を選択できる機会を拡大することが必要であり、他産業の積極的な誘致が必要不可欠です。また、若者には栃尾市で働き、自分の職業に誇りをもてるよう、栃尾市ならではの技術の開発と研究の場の提供を推進します。

一方、農業においては、基盤整備とともに、産物の付加価値を高めるため第一、第五次産業の推進を図り、地域単位に新産品づくりに努め、一地区一品運動を推進します。

また、観光資源の発掘と整備、さらに受け入れ態勢の強化に努め、観光産業の確立を図ります。

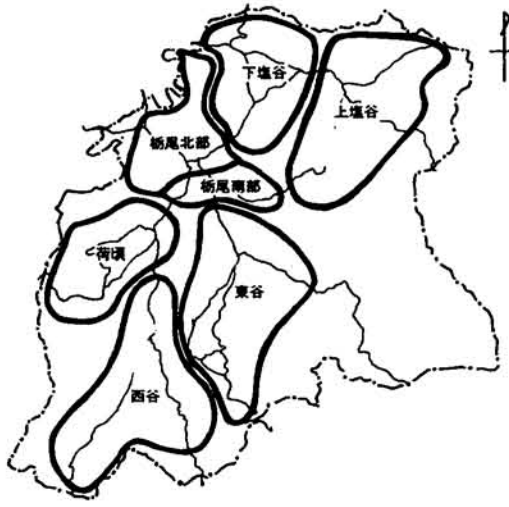
住みよい居住地をつくる
本市の市街地と比べて農山村部の生活環境整備が立ち遅れている現状において、地域の定住化を図るため、地域連絡道路の整備と農村集落の環境整備を推進します。

また、地域単位の特色づけを強化するため、公共施設等の活用を図りながら、特色ある生活環境の整備を推進して

第3次栃尾市総合計画審議会委員名簿

- 市議会議員代表（六人）
荒木幸男（議長）
大塚一夫（副議長）
小林幸一（総文委員長）
西川洋吉（建設農林委員長）
椿 玉二（社会経済委員長）
多田進吾（議会運営委員長）
市民の代表（九人）
多田貞策（栃尾地区区長）
大竹猪之吉（下塩谷地区区長）
上村弥太郎（東谷地区区長）
橋 惣三（上塩谷地区区長）
大崎 与（荷頃地区区長）
諸橋正平（入東谷地区区長）
千野莊一（西谷地区区長）
源佐金助（中野俣地区区長）
諸橋長行（半蔵金地区区長）
学識経験者代表（四人）
馬場潤一郎（県議会議長）
植村正昭（教育委員長）
高橋清二郎（公民館運営審議会委員長）
阿部惣吉（農業委員会会長）
関係団体の役員（八人）
藤崎徳幸（商工会推せん）
佐藤宇助（織物組合推せん）
佐藤清一（農協推せん）
渋谷俊隆（青年会議所推せん）
齊藤陽雄（文化協会推せん）
石沢久一（ロータリークラブ推せん）
田辺秀雄（体育協会推せん）
大橋キノイ（婦人会推せん）
行政機関の職員（三人）
鈴木 堯（栃尾高校校長）
宮沢英郎（長岡土木栃尾分所所長）
佐藤定男（栃尾保健所次長）

生活圏設定図



市民アンケート調査結果

- ※調査方法 市内全世帯を対象に選挙人名簿により千九百世帯を無作為抽出。実質回答率九十四・五%。
- (1) 栃尾市の住みこちと永住意志 68.1%の家族が住みやすいと答え、永住意志があると答えた家族は59.6%。住みやすいと答えながらも永住意志になると答えが分かれませんでした。地区別にみると、全体平均値68.1%を下回る生活圏は西谷・東谷で、永住意志の弱い生活圏は東谷のほか、中心市街地部となっています。
 - (2) 栃尾市政への関心度 80.1%の家族が関心を持っているのですが、「市政は一部の人がやっているから」とか「市政の内容がわからない」と答えた回答が多く、特に農山村部でその比率が高かった。
 - (3) 祭礼・行事・まちづくりなど、社会活動の参加意欲 全体の44.9%が参加すると答えたにとどまらず、
 - (4) 生活環境整備 冬期交通の確保、幹線道路の整備、集落内道路の整備など、円滑な交通確保に要望が集中。
 - (5) 産業振興とその方向
 - 農業～新たな産物の開発、販路の開拓、基盤整備の順となっており、特に上塩谷・荷頃・西谷の順で基盤整備の要望が高い。また、78%の人が現状程度以上で農業の維持を考えている。さらに、上塩谷・下塩谷など、比較的大規模な場を有している生活圏で農業の存続意欲が高い。
 - 工業～基幹男子雇用型の工場誘致、既存繊維工業の育成、主婦・高齢者等の作業場の確保の順で重要と考えている。
 - サービス業～商店街の再開発と地場物産の商品化が重要と考えており、市街地及びその近郊で再開発を望み、農山村部で商品化の声が高い。また、サービス業従事者の約半数が早急な再開発着手を望んでいる。
 - (6) 20代・30代の人の意見 回答者の約半数が、地元で働く場が欲しいと回答。他都市と円滑に結ぶ道路、まちに近代的・都会的雰囲気欲しい、などがそれに続き、また、回答者の50%が、まちづくりには若者の参加が必要と答えており、大人たちの意識改革が必要と答えた人が20%いる。
 - (7) 栃尾市に望む将来像 産業振興を中心とした潤いのあるまちづくりが31.8%、交通基盤整備を中心とした住みよいまちづくりが15.2%、医療・福祉の充実したやすらぎのあるまちづくり14.9%の順で望んでいる。

複雑多様化する住民ニーズに答え 活力あるまちづくりと住民生活の充実を図るため 栃尾市行政改革大綱を策定

現在、厳しい財政事情のもとで、国を挙げて行政改革が叫ばれていますが、本市は従来から行政事務改善委員会を設置して、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうしたらいいかを考え、実行できるものから行政に反映させて来たところ。しかし、昨今の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に対して、より積極的にこたえ、活力ある市づくりと住民生活の充実を図らなければならないと、昨年4月から、行政改革

大綱の策定に取り組んで来ました。市は、各課長で組織する「栃尾市行政改革推進本部」を設置して審議を重ね、「栃尾市行政改革大綱(案)」をつくり、これを、昨年9月に設置された市内の知識経験者10人と市民代表5人(表参照)からなる「栃尾市行政改革推進懇談会」に示して意見を求め、このほどその報告をいただき、本市の行政改革大綱が決ったものです。

組織機構の簡素合理化

基本的にはこう考える

限られた経費の中で、既存の組織・機構を簡素で効率的なものにしていく必要があるが、改善にあたってはいたずらに機構いじりに終ることのないよう配慮しながら、設置当初の目的が達成され、その必要性が薄らいでいるもの、あるいは業務の目的、対象、処理方法等が類似し、一元化することができるものなどの、廃止、統合、再編、縮小または移管等を図る。また、市が設置している各種審議会等付属機関の運営等について改善を行い、簡素化、効率化を推進し、その適正化を図る。

どうやって進めていくか

組織・機関の見直しについて「組織・機構の改善については、社会経済情勢の変化に対応していくため簡素で効率的な編成が求められており、事務のO A化を進めていくなかで、組織強化を図るとともに各部門の分割・統合を検討する。各種委員会の見直しについては「市民参加の行政を推進するためには、最少限の委員会等は必要であるが、できる限り委員定数を縮小した機能的な委員会等に改善することを検討していく。」

さしあたって何をするか

(昭和六十年度～六十三年度までの四か年間)
組織・機構の見直しについて「スタッフ部門の見直しを行い、O A化による関連業務の分割・統合を図る。また、各課間の職務内容を再検討し、効率化及び統合を図っていく。各種委員会の見直しについて「明確な根拠に基づき実働している委員会等に限定し、委員定数の見直しを行う。」

定員管理等の適正化

基本的にはこう考える

人件費の増大は財政硬直化の要因となることも否定できないところから一般行政部門の定員管理については、県の指導及び他市の状況等を考慮して、従来から極力削減の方向で適正化に努めてきた。

また、現在のように質の高い多様な行政需要に 대응するためには、職員の資質の向上がなければ対応できないところから、研修等の一層の充実を図り、職員の資質向上に努める。

給与については、これまでも適正化に努めてきたところであるが、今後とも国、県の動向をふまえながら適正化を図っていく。

どうやって進めていくか

定員管理について「事務事業の見直しなどによる省力化を進め、組織機構の簡素合理化、民間委託、O A化等事務改善を推進し、職員数の抑制に努める。給与の適正化については「給与については、従来から関係法令の定めに従い適正化を図ってきたところであるが、特殊勤務手当について初期の目的を達成したものの見直しを検討。」

さしあたって何をするか

(昭和六十年度～六十三年度までの四か年間)
定員管理について「各課の事務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、組織にこだわることなく、事務が集中する際の協力体制をつくり、少数精鋭主義で臨む。また、災害などの特別な場合や特殊な技術が必要とする場合、臨時職員を採用できるように人材の登録制度を検討する。給与の適正化については「特殊勤務手当の見直しを行う。」

O A化等事務改善の推進

基本的にはこう考える

市の行政の効率的運営と省力化を図るとともに、複雑、多岐にわたる行政の事務処理について合理化、効率化を図る必要があるが、そのため、すでに電算処理等が行われている業務については、最近の新しい情報処理技術を活用し、その水準の向上に努め、電算処理が未着手の業務についても、電算化できる業務の洗いだしを行い、開発を進める。また、職員一人ひとりの参加による事務改善を進めるため、職員提案制度を採用し、機器による新しい事務の改善も併せて推進する。

どうやって進めていくか

O A化による事務改善について「今後ますます多様化する行政需要の中で、複雑多岐にわたる事務処理に対処するため、O A化を積極的に推進する。事務処理の効率化については「事務の多様化、複雑化に対応するため、文書処理方式の検討を行いさらに職員の能力開発等機器によらない事務改善についても併せて推進する。」

さしあたって何をするか

(昭和六十年度～六十三年度までの四か年間)
O A化による事務改善について「現在各課で個別に電算委託しているものを一本化し、住民記録を中心とした総合的なO A化を推進する。事務処理の効率化について「今後の情報公開に備えて新しい文書処理方式を検討する。職員の資質向上のため、研修制度の充実を図り、職員一人ひとりの参加による事務改善を進めるため、職員提案制度の確立を図る。税金等の納入に口座振替制度を検討する。」

事務事業の見直し

基本的にはこう考える

事務事業については緊急性や重要度など、その選択に十分配慮しながら、行政の過剰介入とみられるもの、すでに目的を達したものと、行政の責任領域の再点検を行い、事務事業を効率的に執行するため民間委託による行政コストの効率化を進め、事務のO A化等による省力化を図っていく。また使用料など住民負担についてはその負担額が適正かどうかを見直し、適正化に努める。

どうやって進めていくか

負担の公平化について「事務事業の実施にあたっては、行政が責任を持つべき分野の再点検を行い、積極的に民間活力の導入を図り、住民相互間の受益と負担の公平確保の検討を進める。施策の選定について「事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に判断し、市の規模、財政に見合った事業を行い、過大投資の抑制を図る。補助金の整理統合について「補助金、負担金については、補助効果及び将来の財政に対する影響を考慮に入れ、政策的なものを除き整理統合に努める。」

基本姿勢の四本柱

- 一、行政改革は一時的な改革でなく、常に継続して将来にわたって実施する。
- 二、市民サービスを十分に配慮し、市民の理解と協力を得ながら実現可能なものから順次実施する。
- 三、最少の経費で最大の効果を上げる行・財政運営の実現を追求する。
- 四、「縮減」のみを目的とするものでなく、市勢発展のための必要な分野に対しては、その充実強化を図る。

栃尾市行政改革推進懇談会委員名簿

選出区分	氏名	備考
(知識経験者) 10人	平林与一郎	栃尾市議会
	杵淵 衛	"
	星 五十里	"
	鈴木 義政	栃尾市教育委員会
	大瀬 久男	栃尾商工会
	佐藤 勝	栃尾織物工業協同組合
	佐藤 正彦	栃尾市農業協同組合
	多田 貞策	栃尾市区長会
	西片美津夫	栃尾青年会議所
	大橋キノイ	栃尾市農協婦人部
(市民代表) 5人	磯部 晴雄	栃尾市PTA連絡協議会長
	小林 信子	栃尾中学校PTA会長
	大崎 脩	栃尾東小学校PTA会長
	横山 和好	第四銀行栃尾支店長
	佐藤 二一	元市職員

民間委託について「行政コストの効率化を図るため、住民センター等公共施設や特殊な施設、設計業務等、外部委託が効率的なものは積極的に民間活力の導入を進める。広域圏事業の検討について「長岡・小出地域広域市町村圏振興整備計画に基づく関連事業の推進を図る。」

さしあたって何をするか
(昭和六十年度～六十三年度までの四か年間)
負担の公平化について「地域の環境保全、雪に対する住民の協力体制の強化、まつり等諸行事の主催など住民主導型の推進に取り組む。また、都市計画税導入を考え、固定資産評価額の見直しを検討する。施策の選定について「総合計画を基本とし、財政を考慮した施策の選定や調査・統制の組織強化を図り、過大投資の抑制と効率的な行政運営を進める。補助金の整理統合について「補助金交付基準を作成し、補助率及び事業の見直しを検討する。民間委託の推進について「地区住民センター、火葬場の管理運営、下水道終末処理場の管理、各種設計業務など、民間委託を積極的に推進する。広域圏事業の検討について「隣接市町村を結ぶ広域的な道路網の整備を図り、観光・産業等について、サービス供給の広域化を推進する。」

12月定例市議会から

十二月定例市議会は、十一月十八日(水)から二十一日(土)までの九日間開かれました。初日は、五人の議員が一般質問を行い、その後、昭和五十九年度一般会計・特別会計決算の認定をはじめ国民健康保険条例の一部改正など十一議案を上程、各常任委員会に關係議案を付託しました。二十日から各委員会は、議案審議に入り、最終日の二十一日には、市議会議員・市長などの特別職、一般職員の報酬や給与改定をする議案など十一件が追加提案され、先に提案された議案も含め、全議案が原案どおり可決されました。

昭和五十九年度会計の決算を認定

昭和五十九年度の一般会計および四つの特別会計の決算が、次のような収入と支出金額となり、議会で認定されました。

一般会計	
▼収入	六十三億七千二百八十八万五千五百八十八円
▼支出	六十億四千七十六万九千二百七十七円
◎実質収支額	三億七千七百四十九円
◎実質収支額	三億七千七百四十九円
▼収入	八億八千八百八十二万九千八百六十五円
▼支出	八億四千九百九十二万九千五百九十六円
◎実質収支額	三千二百九十九万二千六百六十九円

議長・市長などの報酬・給与を改定

市議会最終日の二十六日に提案した、市議会議員はじめ市長など三役の報酬および給与改定ならびに市職員の給与改定をする議案は、原案どおり可決しました。

特別職の報酬等の改定額	
カッコ内は改定前の額	
議長	273,000円 (258,000円)
副議長	218,000円 (206,000円)
議員	208,000円 (196,000円)
市長	612,000円 (577,000円)
助役	462,000円 (436,000円)
収入役	414,000円 (391,000円)
教育長	383,000円 (361,000円)

下水道事業特別会計

▼収入 七億二千五百三十三万八千八百八十二円
▼支出 七億二千五百五十八万九千九百七十八円
◎実質収支額 七百九十九万四千九百四十四円の赤字

国民健康保険特別会計

▼収入 九百二十一万九千三百九十円
▼支出 九百二十四万四千七百七十四円

十三万円に引き上げ

国民健康保険の被保険者が出産したときは、助産費として十万円を支給していましたが、今回の条例改正により十三万円に引き上げられました。なお、今年の三月一日以後に出生した人から適用になります。

栃尾市中小企業円高対策緊急融資

昨年9月以降の急激な円高により、受注の減少など厳しい状況下にある繊維関係中小企業者の金融の円滑化を図り、経営の安定に資するため、栃尾市中小企業円高対策緊急融資制度を設置しました。貸し付けを希望する人は、次により申し込みください。

貸し付け対象者

- ①市内において、繊維工業ならびに織物卸売業を引き続き1年以上営み、常時雇用者が50人以下の法人もしくは個人。
- ②最近3か月間における生産額または取り引き額が、対前年同期比で10パーセント以上減少している人。
- ③納期の到来している市税を完納している人。
- ④前各号に該当する旨、栃尾織物工業協同組合または栃尾撚糸工業協同組合の認定を受けた人。

制度の内容

- ①貸し付け限度額～400万円以内。
- ②資金使途～運転資金とします。
- ③貸し付け利率～年5.0パーセント。
- ④貸し付け期間～5年以内(据え置き6か月以内を含む。)
- ⑤返済方法～元金均等毎月償還。
- ⑥新潟県信用保証協会の保証付きとします。

融資枠

▶ 2億4,000万円

取り扱い金融機関

▶ 長岡信用金庫栃尾支店

受け付け期限

▶ 昭和61年3月20日(木)まで。

問い合わせ先

▶ 詳細については、栃尾織物工業協同組合(☎52局3111番)におたずねください。

防災手帳

やけどに気をつけましょう



子どもの周囲は、危険がいっぱい

- ①風呂のお湯は、よくかきまぜてから入りましょう。
- ②乳幼児を抱いて入るときは、湯口側へ自分の体をもっていきましょ。
- ③シャワーの湯温は、よくたしかめてからだにかけます。
- ④浴室のドアは、幼児の手の届かない位置にカギを取り付け、必ずカギをかけましょ。

きたてのものは、子どもの手の届かないところにおきましょう。

- ①キッチンには、幼児の手の届かないところに鍋ややかんを置きましょう。
- ②ストーブの上には、鍋ややかんなどのせないようにしましょう。
- ③ストーブの周囲に、ガードを付けましょ。
- ④老人や病人のふとんの中に、豆炭アンカを入れるときは、直接体に触れないようにしましょう。

やけどの応急手当
▼できるだけ早く、しかも長時間水で冷やましょ。
①手や足は、器に水をはってつけましょ。

- ②背中や腹などは、水を静かにかけるか、水ので冷やましょ。むりに衣服は脱がせないように。
- ③水ぶくれを破らないように注意ましょ。

やけどをしたら、すぐに水で冷やましょ。



急を要する事件・事故は110番で

110番のメリットは、連絡を受けてから指令を出すまでの所要時間が、非常に短縮されることです。したがって警察官の現場到着がより早くなるため、犯人を検挙する可能性が高くなります。

正しい110番のかけ方は

- 何が……
- 強盗・事故など事案の種類をいつ……どこで……
- 発生した時間・場所・目標物などを
- 犯人は……
- 人相・服装・特徴や車のナンバー・色・逃走した方向などを
- あなたは……
- 住所・氏名・電話番号、事件・事故との関係を

栃尾警察署 (☎52局2123番)



ハイこちら110ばん!

とちお おしらせ版

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

一月二十六日は 文化財防火デーです

一月二十六日は「第32回文化財防火デー」です。文化財の所有者や管理者は、次のような防災対策をあらかじめ講じておきましょう。

- ① 火災や震災などの危険のある箇所の早期発見と改善につとめましょう。
- ② 監視等を励行しましょう。
- ③ 通報・情報・警報連絡体制を確立いたしましょう。
- ④ 消防用設備等（特に消火器

および自動火災報知設備)の設置および点検・整備につとめましょう。

- ⑤ 震災等に対処するための木造建造物等の点検および応急資材を準備しておきましょう。
- ⑥ 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性危険物品保管場所等の点検および整理を

生徒を募集します 県立栃尾高校定時制

新潟県立栃尾高等学校定時制では、昭和六十一年度入学志願者を広く募集しています。同校定時制は、新潟県内唯一の昼・夜間三部制の定時制高等学校として、働きの精神に燃えた多くの若者たちが学んでいます。

入学生には、次のような特典があります。

- ① 教科書の無償給与。
- ② 授業料および学校納入金は小額です。

※授業料は、公立高等学校全日制の約五分の一、私立高等学校全日制の約十分の一の程度です。

- ③ 修学奨励金の貸与を受けられます。
- ※有職の希望者には、月額七千円が貸与され、卒業した人は、返還する必要がありません。
- ④ 給食費の一部を補助します。(夜間部のみ)

雪おろし中の 転落事故に気をつけよう

市内各地で雪おろしが行われています。雪おろしには、次のことに十分注意しましょう。

- ① 屋根への登り降りは、はしごが雪で不安定になりがちです。十分注意しましょう。
- ② 焼きがわらや垂鉛ぶきの屋根などは、非常にすべりやすいので、十分注意しましょう。
- ③ 夜間の雪おろしは危険です。十分注意しましょう。
- ④ 屋根雪をやむをえず道路におろさなければならぬ人は、補助者を置くなどして歩行者にケガのないよう心をつけましょう。
- ⑤ 流雪溝が使用できる地区では、決められた時間を守り効率のよい使い方をしましょう。

は、補助者を置くなどして歩行者にケガのないよう心をつけましょう。

- ⑤ 流雪溝が使用できる地区では、決められた時間を守り効率のよい使い方をしましょう。

手づくり50年賀状の作品展

栃尾市美術愛好者協会と栃尾郵便局では、一月十五日(木)から二十五日(土)まで、手づくり年賀状の作品展をスパー原信栃尾店で開催いたします。市内の保育園児、小・中学生、一般の作品および市内各界代表者、栃尾市ゆかりの画家の作品など、多数の作品を展示いたします。

給食調理員を募集 学校給食会

栃尾市学校給食会では、次により給食調理員を募集いたします。希望者は、申し込みください。

採用人員 若干名
受験資格
▼栃尾市に住所のある昭和二十六年四月二日以降に生まれた人で、調理師免許を有する女性(昭和六十一年三月末までに、資格取得見込みの人を含みます)。

試験日
▼昭和六十一年二月二日(日)
試験科目
▼国語、作文の二科目
受験申し込み方法(必要書類)

▼受験申し込み用紙
▼履歴書(市販のものに写真を添付してください)。
▼調理師資格証明書
▼昭和六十一年一月十六日(休)から一月二十五日(土)の正午まで。

▼学校給食会事務局(市教育委員会庶務課内)に用意してあります。

問い合わせ先
▼詳細については、学校給食会事務局(☎52局一一一七番)におたずねください。

償却資産 申告は、お早めに

今年も償却資産の申告をしていただく時期になりました。市は、市内の各事業所へ申告用紙を配布いたしました。この申告期限は一月三十一日(金)です。

減価償却したあとの価額の合計が、百万円以上の償却資産を所有する法人および個人が、申告していただくことになっていきます。

申告用紙が配布されなかった事業所で、該当する償却資産をお持ちでしたら、市税務課に申告用紙を請求のうえ、期間内に申告してください。

対象となる償却資産
▼構築物、各種機械および装置車両(自動車税および軽自動車税の対象車両は除く)器具、備品。

その他
▼詳細については、市税務課資産係(☎52局二二五一番、内線二二四番)におたずねください。

市民大学講座(一般公開)

テーマ 仮題「地方の時代」
講師 笠原健一郎 県出納長

市公民館は、地域社会を考えた市民生活の活性化を図り、教養を深め、創造性と郷土愛豊かな市民を育成することを目的に、市民大学講座を開催しておりますが、次により、「一般公開講座」を開催いたします。市民のみならず、多数のご来場をお待ちいたします。(入場無料)

▼昭和六十一年一月二十五日(土)、午後一時三十分から三時まで。

▼市文化センター
▼仮題「地方の時代」講師 笠原健一郎さん(新潟県出納長)

▼詳細については、市公民館(☎52局二二〇番)におたずねください。

新潟県史(資料編、通史編) 予約受け付け中です

新潟県が、立県百年の記念事業として編さんすすめられている「新潟県史」は、昨年度に続いて昭和六十一年三月に二巻が刊行されます。

購入希望者は、次により申し込みください。

▼官製はがきに住所・氏名・購入巻名・冊数・公私用別、電話番号などを記入して、申し込みください。

その他
▼詳細については、県史編さん室(☎〇二五二〇五五一番、内線二一〇一番)におたずねください。

行政相談

▼一月二十四日(金)午前十時から午後三時まで。
▼市役所市民相談室(二階)

税務相談

(国税局税務相談室長岡分室担当)
▼一月二十四日(金)午前十時から午後三時まで。
▼市役所市民相談室(二階)

国民年金相談

▼一月二十四日(金)午前八時三十分から午後五時まで。
▼市役所市民課国民年金係

家庭児童相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は午前九時から正午まで。
▼家庭児童相談室(社会福祉協議会二階、本町六番二号)

心配ごと相談

▼毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。
▼社会福祉協議会(本町六番二号)

青少年問題相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。
▼市文化センター(相談室)

保育所入所児を 再募集いたします

昭和61年4月からの保育所(園)の入所(園)募集は、昨年12月14日で締め切りしましたが、下記保育所(園)では定員にまだ若干余裕がありますので、入所(園)希望者の再募集の受け付けをいたします。

入所(園)希望者は、お早めに入所(園)申し込み書(市福祉事務所および市内保育所(園)に用意してあります。)を市福祉事務所(市役所2階)か入所(園)希望保育所(園)に提出してください。

区分	保育所(園)名	所在地
公立	中央保育所	山田町
	白山保育所	天下島
	東が丘保育所	東が丘
	大野保育所	大野町
私立	善昌寺保育園	原町
	双葉保育園	谷内2丁目
	東谷保育園	泉
	明星保育所	栃堀
	曹源寺保育園	北荷頃
	みどり保育園	下檜出
上塩保育園	大野原	

今月の税金

- ▷市・県民税
- ▷国民健康保険税
納期 1月31日
- ▷国民年金保険料
納期 2月1日

広報とちお おしらせ版 61.1.25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

児童手当の該当者は 申し出てください

十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうちの一人以上が義務教育終了前であること。つまり、十八歳未満の児童のうち、出生順に数えて三人目以降である義務教育終了前の児童が、児童手当の支給対象者になります。

支給額(月額)

- ▼一人の場合
 - 〔全額支給〕三万二千七百円
 - 〔一部支給〕二万二千円
- ▼二人の場合
 - 〔全額支給〕三万七千七百円
 - 〔一部支給〕二万七千円
- ▼三人目から一人あたり二千元を加算した額を支給。

▼四月、八月、十二月(十二月期は、請求により十一月に支払います。)

▼所得制限

▼別表2を参照してください。

その他

▼受給者が、国民年金法の障害福祉年金および老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、支給されません。

▼問い合わせ

▼詳細については、市役所市民課国民年金係(☎52局二

児童扶養手当の該当者は 申し出てください

父と生計を同じくしていないか、もしくは父が一定の障害の状態であること。

十八歳未満の児童、または二十歳未満の一定の障害の状態にある児童を養育している人に、児童扶養手当を支給いたします。

支給額(月額)

- ▼一人の場合
 - 〔全額支給〕三万二千七百円
 - 〔一部支給〕二万二千円
- ▼二人の場合
 - 〔全額支給〕三万七千七百円
 - 〔一部支給〕二万七千円
- ▼三人目から一人あたり二千元を加算した額を支給。

▼四月、八月、十二月(十二月期は、請求により十一月に支払います。)

▼所得制限

▼別表2を参照してください。

その他

▼受給者が、国民年金法の障害福祉年金および老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、支給されません。

▼問い合わせ

▼詳細については、市役所市民課国民年金係(☎52局二

にわけて支払います。

▼別表1を参照してください。

その他

▼厚生年金等に加入している受給者で、所得制限を超えたときは特例給付の所得制限が適用されます。

▼問い合わせ

▼詳細については、市役所市民課国民年金係(☎52局二一五番)におたずねください。

別表2

扶養親族数	受給者全額支給	給者一部支給		配偶者及び扶養義務者
		新規認定者	既認定者	
0人	478,000円	1,685,000円	2,228,000円	5,768,000円
1人	859,000円	2,015,000円	2,518,000円	6,017,000円
2人	1,226,000円	2,345,000円	2,808,000円	6,230,000円
3人	1,593,000円	2,675,000円	3,098,000円	6,443,000円
4人	1,960,000円	3,005,000円	3,388,000円	6,656,000円
5人	2,327,000円	3,335,000円	3,678,000円	6,869,000円

別表1

扶養親族数	受給者	特例給付
0人	1,360,000円	2,885,000円
1人	1,660,000円	3,185,000円
2人	1,960,000円	3,485,000円
3人	2,260,000円	3,785,000円
4人	2,560,000円	4,085,000円
5人	2,860,000円	4,385,000円

献 とき 2月12日(水) 午前10時～午後3時

血 ところ 市役所市民ホール

*冬期間は、保存血液が大変不足しています。みなさんのご協力をお願いいたします。

特別児童扶養手当の 該当者は、申し出を

二十歳未満で、一定の障害の状態にある児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給いたします。

支給額(月額)

- ▼障害が一級の場合一人あたり三万九千八百円を支給いたします。
- ▼障害が二級の場合一人あたり二万六千五百円を支給いたします。

▼四月、八月、十二月(十二月期は、請求により十一月に支払います。)

▼所得制限

▼別表3を参照してください。

その他

▼児童が障害を支給の事由とする年金を受けることができないときは、支給いたしません。

▼問い合わせ

▼詳細については、市役所市民課国民年金係(☎52局二一五番)におたずねください。

別表3

扶養親族数	受給者	配偶者及び扶養義務者
0人	2,924,000円	5,768,000円
1人	3,254,000円	6,017,000円
2人	3,584,000円	6,230,000円
3人	3,914,000円	6,443,000円
4人	4,244,000円	6,656,000円
5人	4,574,000円	6,869,000円

克雪フェスティバル 休止のお知らせ

例年、二月中旬に開催いたしました克雪フェスティバルは、諸般の事情により、今年度は休止となりましたので、おしらせいたします。

栃尾市観光協会

犬は正しく飼いましよう 糞の始末は飼い主の責任

犬を飼っている人は、他人に迷惑をかけたり、危険をおよぼすことのないよう、正しい飼育方法をしてください。

散歩中の糞の後始末をしっかりと行いましょう。

▼愛犬の散歩中の糞が、道路や歩道、雁木の中など、いたるところで散見され、一般市民から多くの苦情が寄せられています。糞の後始末は、飼い主が責任をもつて必ず行いましょう。

▼放し飼いはやめましょう。

▼愛犬が交通事故にあう危険性がありますが、他人の家の庭や畑を荒らしたり、人に

に咬みついてケガをさせたりする事故が起きています。放し飼いは絶対にやめましょう。

飼いがいなくなったら、放し飼いと捕獲されることとなります。行方不明でしたら、早急に栃尾保健所か市役所に連絡してください。

連絡先

- ▼栃尾保健所 (☎52局三三三五番)
- ▼市保健衛生課環境衛生係 (☎52局二二五番、内線二四四番)

春耕用軽油の 免税申請を受け付け

農家のみなさんが春耕のために農業用機械等(耕うん機・トラクター)に使用する軽油は、軽油引取税免税証の交付を受け、軽油引取税が免除になります。

免税証の交付申請の受け付けを次により行います。

▼昭和三十九年二月十日(月から二月二十八日)まで。

▼平日は、午前八時三十分から午後五時まで。

※土曜日は、午前八時三十分から正午まで。

受け付け場所

▼栃尾市役所税務課庶務係

申請に必要なもの

- ①申請用紙等の用紙は市税務課に用意いたしますが、次のものはご持参ください。
- ②継続申請の場合
- ③印かん
- ④機械等登録事項に変更のある場合

▼農機作業機械を買い替えた場合および経営譲渡等があった場合は、登録事項変更申請が必要ですので、申し出てください。

④免税軽油使用者証の返還について

▼農業経営を行わない場合または、耕作依頼等を行わずに免税軽油を使用しなくなった場合は、交付されている免税軽油使用者証を返還してください。

その他

▼詳細については、市税務課庶務係(☎52局二二五番、内線二二三番)におたずねください。

乳幼児健診

会場▶ 市役所別館

時間▶ 午後1時までに集合

◎4か月児・7か月児健診にはスプーン・筆記用具を持参。

◎1歳6か月児・3歳児健診および2歳児歯科健診には、歯ブラシを持参してください。

◎3歳児健診では、尿検査を実施。(1月8日 3歳児健診)

※受診は、栃尾市民に限ります。

※必ず母子手帳を持参してください。



新栄町 多田あゆみさん

健診名	月日	対象者生年月
4か月児健診	2月4日(火)	60年10月生まれ
7か月児健診	2月14日(金)	60年7月生まれ
1歳6か月児健診	2月13日(木)	59年8月生まれ
2歳児歯科健診	2月19日(水)	59年2月生まれ
3歳児健診	2月12日(水)	57年9月生まれ

母親教室<後期>

月日	会場	時間	対象者
2月4日(火)	文化センター 学習室 (2階)	午後1時～4時30分	3月・4月に出産予定のかた

総合健康相談

◎健康について相談のあるかたは、どなたでもお気軽においでください。

相談担当者▶ 医師、保健婦、栄養士

対象者▶ 赤ちゃんのことからお年寄りのことまで、相談のあるかた。

月日	会場	時間
2月25日(火)	市役所別館	午後1時～午後2時

予防接種

会場▶ 市民会館

時間▶ 午後1時30分～午後2時

◎三種混合2期は、1期完了後1年から1年半の間に受けてください。

※母子手帳を忘れずに持参してください。

※問診票は、必ず記入してきてください。

種類	月日	対象者生年月
三種混合1期・2期もれの人	2月18日(火)	60年中に受けられなかった人

特別障害者手当制度が創設されます

去年四月、国民年金法の一部改正が行われ、昭和六十一年四月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されることになりました。

これに伴い、成人の福祉手当が再編成され、特別障害者手当制度が新たに発足することになりましたので、お知らせいたします。

特別障害者手当
①支給対象 二十歳以上であって、日常生活に常時特別

手当の支給要件に該当する人は、認定請求が必要です。認定の請求については、昭和六十一年二月一日(出)から市福祉事務所で行いますので、該当者は手続きをしてください。

障害児福祉手当
①支給対象 二十歳未満の障害児には、従来同様の手当が支給されます。

①支給対象 障害基礎年金制度の対象にならない人で、かつ、特別障害者手当の障害認定基準に該当しないけれども、現行福祉手当の認定を昭和六十一年三月まで受けられる人は、その障害が継続する間に限り、従来の手当が支給されます。

②手当額 月額一万一千五百五十円

※障害基礎年金制度に該当する人は、現行福祉手当は支給されません。

③支払額 月額二万八千八百円
④施行期日 昭和六十一年四月一日
⑤受け付け開始 特別障害者

②手当額 月額二万八千八百円
③支払額 月額二万八千八百円
④施行期日 昭和六十一年四月一日
⑤受け付け開始 特別障害者

公庫資金のご利用を農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫では、生産性の高い農林漁業経営の育成強化と構造改善を図るため、各種農林公庫資金制度の改善充実をさせました。

今回改善された制度をご紹介します。農林漁家のみなさん、ご活用ください。

貸し付け限度額を大幅引き上げ
農林漁業個人が農地や採草

放牧地にするために未墾地を取得する場合、次の融資を受けることができます。

①農地等取得資金 貸し付け限度額が、二百万円から四百万円に引き上げられました。

②農業委員会のあつせん、農地保有化促進事業、農業構造改善計画、農業経営総合改善計画(総合施設資金と併用借入)等による場合

さらに、農林漁家のみなさんに利用していただける公庫資金には、次のようなものがあります。

③農業基盤整備資金(旧土地

①農地等取得資金 貸し付け限度額が、二百万円から四百万円に引き上げられました。

②農業委員会のあつせん、農地保有化促進事業、農業構造改善計画、農業経営総合改善計画(総合施設資金と併用借入)等による場合

改良資金)かんがい排水、ほ場整備、農道、農地の改良・造成などの資金として。

④総合施設資金・農業構造改善事業推進資金・農林漁業施設資金・振興山村過疎地域経営改善資金 温室や畜舎などの農業施設を作ったり、農機具の購入、家畜の導入、果樹などの新改植、内水面養殖施設を作る資金として。

事業主の退職金制度 小規模企業共済に加入ください

小規模企業共済制度は、国がつくった事業主の退職金制度です。

この制度は、月々掛金を納付していただくことによって事業をやめたり、役員を退職したときなど、第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。

すでに加入件数は、百万件をこえており、大きな共済の輪になっています。将来にそなえて、小規模企業共済への加入をおすすめいたします。

制度の特色
①掛金は、全額が所得控除となります。

②掛金は、全額が小規模企業共済等掛金控除として、そっくり課税対象から控除されます。

③共済金は、退職所得扱いとなります。

④共済金は、退職所得として取り扱われますので、有利です。

⑤安全・確実です。

⑥共済金の額は、法律によ

て定められておりますので、安全・確実です。

④貸し付け制度を利用することができます。

⑤加入者(一定の資格者)には、その積み立てた掛金の範囲内で、即日貸し付けが受けられる一般貸し付けと、傷病災害時に経営安定を図るために必要な資金を共済金の範囲内で貸し付けが受けられる傷病災害貸し付けがあります。

加入できる人は

▼常時使用する従業員二十人(商業とサービス業では五人)以下の個人事業主および会社や企業組合・協業組

精神衛生相談

とき 2月13日(木) 午後2時~3時
ところ 栃尾保健所

ないとか、いらいらする、気持ち沈みがちであったり、アルコール中毒などで困っている人を対象に「心の健康相談」を行っています。

相談は無料です。希望者は、ご相談ください。

相談日時
▼昭和六十一年二月十三日(木) 午後二時から午後三時まで
相談会場
▼栃尾保健所(新栄町)
相談担当者
▼悠久荘の医師
その他
▼詳細については、栃尾保健所(☎52局三三五番)におたずねください。

善意をありがとう

(9,522円の浄財が)あつまりました。

去年の七月一日から十二月十六日までの間、市役所市民ホール、市民会館、社会福祉

協議会の三方所に設置いたしました、精神薄弱者更生施設「いかりの里」等の施設運営基金の募金箱を回収いたしましたところ、九千五百二十二円の浄財が集まりました。

社会福祉法人・県中央福祉会では、温かい善意にそうよう有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

なお、県内の募金総額は、十九万八千八百七十四円でした。

作業停電

次の地域を作業停電します。吹谷の全域▼二月五日(木)、午前九時三十分から正午まで。

手かがりてまりを 栃尾の名産品にしましょう 手かがりてまり教室

市公民館は、郷土に伝わる美しい手かがりてまりを、栃尾の名産品の一つにする運動をすすめています。

その運動の一環として、次により「手かがりてまり教室」を開催いたします。受講希望者は、申し込みください。

▼昭和六十一年二月七日(日)まで

市民館は、郷土に伝わる美しい手かがりてまりを、栃尾の名産品の一つにする運動をすすめています。

その運動の一環として、次により「手かがりてまり教室」を開催いたします。受講希望者は、申し込みください。

▼昭和六十一年二月七日(日)まで

公募展入選作品展を開催

市民館は、昭和六十年中に開催された、各種の公募展に入選した栃尾市関係者の作品を一堂に集めて、公募展入選作品展を次により開催いたします。

市民のみなさん、多数の来場をお待ちしています。

展示期間
▼昭和六十一年二月十日(日)から三月十日(日)まで。

展示会場
▼市文化センター展示室
その他
▼詳細については、市公民館(☎52局二〇二〇番)におたずねください。

個人住宅建設資金の申し込み受け付け 住宅金融公庫

住宅金融公庫では、個人住宅建設資金の申し込み受け付けを行っています。希望者は申し込みください。

受け付け期限
▼昭和六十一年三月五日(木)までです。

選考方法
▼選考は、無抽選です。

申し込み資格および条件等
①資格
▼自分が住むための住宅を新築する人で、土地の準備ができています。

▼一定基準以上の月収のある人

②融資が受けられる住宅
▼住宅部分の床面積が、百六十五平方メートル以下の住宅。

③融資額および利率
▼別表を参照ください。

④返済期間
▼木造の場合は二十五年以内。

⑤返済方法
▼原則として元利均等毎月払い。または、元利均等毎月払いとボーナス払いの併用。

▼ステップ償還の方法もあります。

申し込み場所
▼住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取り扱い店」と表示した金融機関。
その他
▼詳細については、住宅金融

住宅の積	利率		融資限度額		特別加算額	別額利加算金
	当初10年間	11年以降	簡耐	耐火		
50㎡超~110㎡以下	5.5%	6.85%	640万円	510万円	150万円	6.85%
110㎡超~135㎡以下 (110㎡超~135㎡以下)	6.4%	6.85%	710万円 (780万円)	570万円 (630万円)	200万円	
135㎡超~165㎡以下	6.85%	6.85%	780万円	630万円	250万円	

※()内は老人同居の場合